

名古屋都市計画事業茶屋新田土地区画整理事業
に係る事後調査結果報告書（供用開始後）

（土地区画整理事業）

令和6年4月

名古屋市茶屋新田土地区画整理組合

はじめに

名古屋市環境影響評価条例第 34 条において準用する第 29 条第 1 項の規定に基づき「名古屋市計画事業茶屋新田土地区画整理事業に係る事後調査計画書（供用開始後）」（平成 25 年 5 月、名古屋市茶屋新田土地区画整理組合）をもとに実施した事後調査について、その結果を報告するものである。

目 次

第1部 環境影響評価に関する事項

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	1
第2章 対象事業の名称及び種類	1
第3章 対象事業の概要	1
1 対象事業の目的	1
2 対象事業の概要	1
第4章 環境影響評価の概要	5
1 手続きの経緯	5
2 調査、予測、環境保全措置及び評価の概要	6

第2部 事後調査に関する事項

第1章 事後調査の目的	8
第2章 事後調査の項目及び手法	8

第3部 事後調査の結果

第1章 事後調査結果	12
1 コギシギシの播種と生育状況の確認	12
第2章 原因追及と追加調査	14
1 生育状況の追加調査の検討	14
2 追加調査の結果	15
第3章 まとめ	17

第1部 環境影響評価に関する事項

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称 名古屋市茶屋新田土地区画整理組合
代表者の氏名 組合長 山田 都照
主たる事務所の所在地 名古屋市港区川園一丁目 17 番地

第2章 対象事業の名称及び種類

名 称 名古屋都市計画事業 茶屋新田土地区画整理事業
種 類 土地区画整理事業

第3章 対象事業の概要

1 対象事業の目的

茶屋新田地区は、名古屋市の南西部に位置し、農業を中心とした土地利用がされているが、北側の春田野地区、福田地区の土地区画整理事業等により市街化がされている。南陽大橋が開通し、広域的な幹線道路の整備も進みつつある。この土地区画整理事業は、これらを活かした良好な市街地の形成を行うため、道路、公園等の公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るものである。

2 対象事業の概要

(1) 事業の種類

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 2 条第 1 項に規定する土地区画整理事業

(2) 事業が実施されるべき区域の位置

名古屋市港区大西一丁目及び西茶屋二丁目の各全部

名古屋市港区秋葉二丁目、秋葉三丁目、大西二丁目、大西三丁目、川園一丁目、川園二丁目、西茶屋一丁目、西茶屋三丁目、東茶屋一丁目、東茶屋二丁目、東茶屋三丁目及び東茶屋四丁目の各一部（図 1.3-1 参照）

(3) 事業の規模

施行区域の面積 147.5ha

(4) 土地の利用計画

土地利用については、住宅地を中心として、戸田荒子線と万場藤前線が交差する付近に広域的な集客施設として多機能複合型商業施設の立地を図ると共に、主要幹線道路の沿道には沿道型商業施設の立地を図る。

なお、事業終了は令和 9 年を予定している。

1) 公共施設の配置

ア 道路計画

事業実施区域及びその周辺には名古屋環状2号線（国道302号）、都市計画道路戸田荒子線（市道）、都市計画道路万場藤前線（市道）があり、これらを基幹として区画道路を配置した。

また、都市計画道路戸田荒子線（市道）については、幅員28mに拡幅した。

イ 公園・緑地計画

公園は、事業実施区域の3%以上の面積を確保し、誘致距離等を考慮のうえ適正配置した。

ウ 下水道計画

a 雨水排水

雨水は、側溝等により排水し、事業実施区域外へは水路を経由して、東小川へ排出し、さらに日光川へ排出している。

また、雨水の流出増に対応するため、各流域毎の面積1haあたり700m³の容量の調整池を設置した。

b 汚水排水

汚水は、下水道を整備し、打出水処理センターにおいて処理している。

2) 宅地の利用計画

住居系を主体とし、ゆとりある良好な居住環境を備えた住宅地の用途とした。

幹線道路の沿道には、沿道サービス機能及び商業機能を主とした沿道型商業施設の用途を配置した。

土地の利用目的ごとの概ねの面積は、表1.3-1に示すとおりである。

表 1.3-1 土地の利用計画

土地の区分	面積(ha)	割合(%)
道路	27.5	18.6
公園・緑地	6.4	4.4
水路	0.2	0.1
調整池	3.7	2.5
宅地	109.7	74.4
計	147.5	100.0

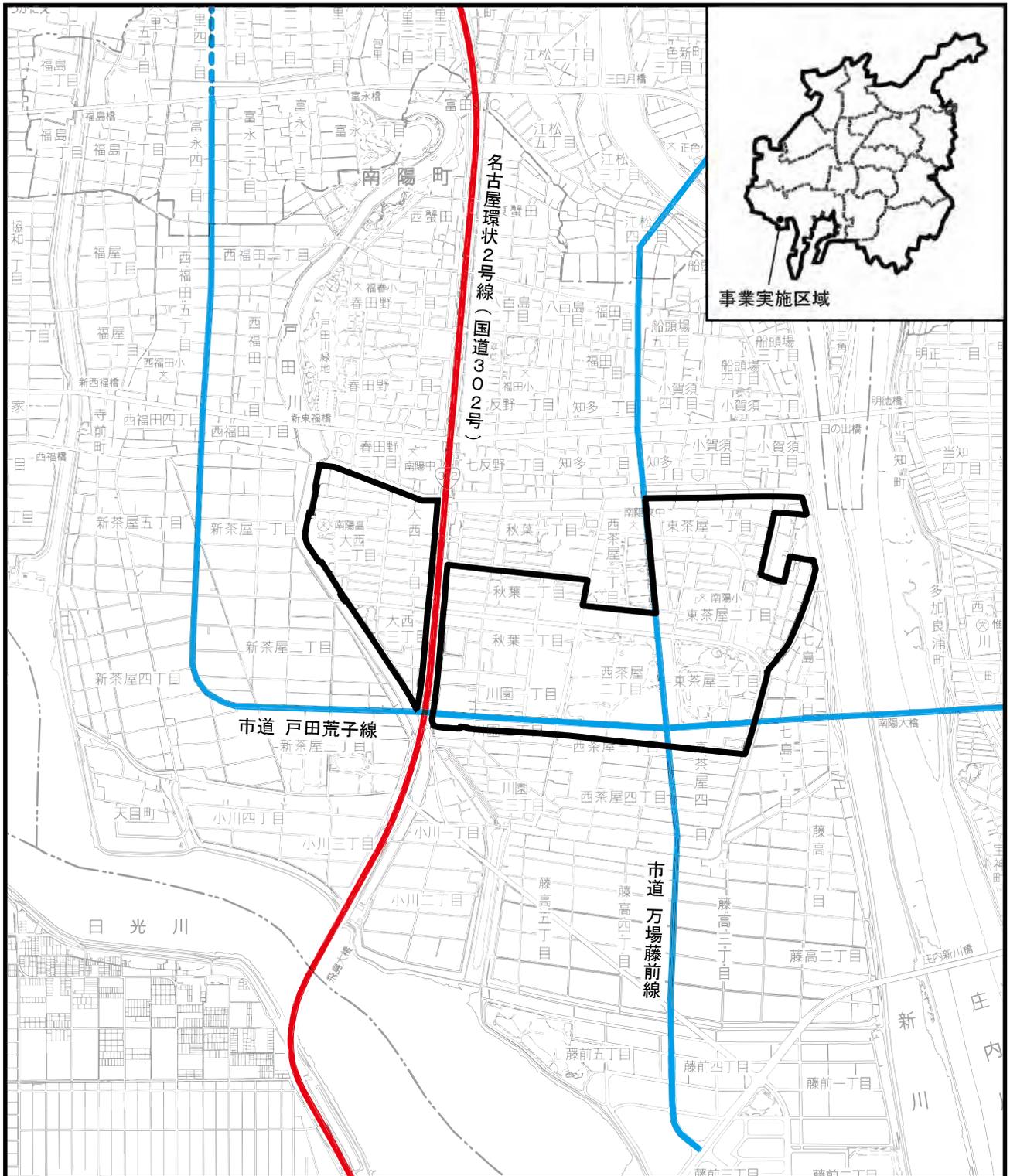
(令和5年10月時点の計画)

注1：宅地には、その他の公益的施設として斎場用地及び関連整備用地を含む。

注2：割合の合計は四捨五入の関係のため合致しない。

3) その他の公益的施設の計画

公益的施設は、施行区域面積147.5haのうち斎場用地面積として約5.1ha、関連整備用地面積として約1.2haを確保した。



事業実施区域

凡例

○ 事業実施区域

「令和3年名古屋都市計画基本図DVD-ROM」(名古屋市)より作成

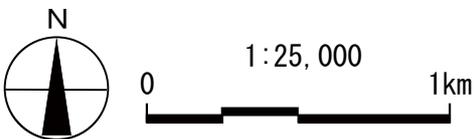


図 1.3-1(1) 事業実施区域の位置



図 1.3-1(2) 事業実施区域の位置

「名古屋市ホームページ：都市計画写真地図情報」より作成

第4章 環境影響評価の概要

1 手続きの経緯

これまでの手続きの経緯は、表 1.4-1 に示すとおりである。

表 1.4-1 環境影響評価手続きの経緯

事 項	内 容 等	
環境影響評価方法書	提出日	
	縦覧	提出日
		期 間
		場 所
縦覧者数		
環境影響評価準備書	提出日	
	縦覧	提出日
		期 間
		場 所
	縦覧者数	
	説明会	開催日
場 所		
参加者数		
環境影響評価準備書に対する市民等の意見書	提出期間	
	提出件数	
環境影響評価準備書についての意見の概要及びそれに対する都市計画決定権者の見解	提出日	
	縦覧	提出日
		期 間
		場 所
縦覧者数		
公聴会	開催日	
	場 所	
	傍聴者数	
環境影響評価書	提出日	
	縦覧	提出日
		期 間
		場 所
縦覧者数		
事後調査計画書(工事中)	提出日	
	縦覧	提出日
		期 間
		場 所
縦覧者数		
事後調査結果報告書(工事中)	提出日	
	縦覧	提出日
		期 間
		場 所
縦覧者数		
事後調査計画書(供用開始後)	提出日	
	縦覧	提出日
		期 間
		場 所
縦覧者数		

2 調査、予測、環境保全措置及び評価の概要

本事業の実施により、影響を受けると想定された植物についての調査、予測、環境保全措置及び評価の概要は以下に示すとおりであり、「名古屋都市計画事業 茶屋新田土地区画整理事業環境影響評価書」（平成 19 年 8 月 名古屋市）からの抜粋（p534～p535）である。

環境要素	調査結果	予測結果									
植物	<p>・ 確認種 現地調査の結果は以下に示すとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="368 645 916 853"> <tr> <td data-bbox="368 645 517 689">植物相</td> <td data-bbox="517 645 683 689">シダ植物</td> <td data-bbox="683 645 916 689">6 科 7 種</td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 689 517 723"></td> <td data-bbox="517 689 683 723">種子植物</td> <td data-bbox="683 689 916 723">78 科 365 種</td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 723 517 853">植物群落</td> <td colspan="2" data-bbox="517 723 916 853">水田雑草群落、畑地雑草群落、路傍・空地草本群落、低層湿原植生、植栽樹群、ケヤキークログネモチ林等</td> </tr> </table> <p>・ 重要な種 重要な種は以下に示す 4 種である。 コギシギシ コイヌガラシ クサレダマ カワヂシャ</p>	植物相	シダ植物	6 科 7 種		種子植物	78 科 365 種	植物群落	水田雑草群落、畑地雑草群落、路傍・空地草本群落、低層湿原植生、植栽樹群、ケヤキークログネモチ林等		<p>(1) 雨水の排水 アオウキクサ、ウキクサ、コカナダモ、ホソバミズヒキモ、エビモ、ヨシ、オモダカの 7 種の生育が確認された。このうち、雨水排水の排水先である事業実施区域の南部地域において生育が確認された種は、ヨシ、アオウキクサ、ウキクサの 3 種であった。これらの種は、多様な水域に極めて普通に生育し、汚濁に対する耐性も大きい種であることから、工事の実施に伴う雨水の排水による対象種への影響は極めて小さいと予測される。</p> <p>(2) 敷地の存在（土地の改変） コイヌガラシ、カワヂシャについては、対象事業の実施により生育地の一部が消失することになるが、事業実施区域外において生育地が豊富に存在することから、地域全体としての種の存続に対する影響は小さいと予測される。 コギシギシの主要な生育地は事業実施区域内にあり、周辺部には区域内と同等な規模の生育地が存在しない。したがって、対象事業の実施により主要な生育地が消失することになり、地域個体群の存続に影響を及ぼすことが予測される。 クサレダマの生育地は造成計画地外に位置するため、改変による直接的影響は受けない。しかし、造成計画地域に隣接しているため、工事施工ヤードの設置による生育地の攪乱の影響や工事区域から飛散する粉じん等による影響が予測される。</p>
植物相	シダ植物	6 科 7 種									
	種子植物	78 科 365 種									
植物群落	水田雑草群落、畑地雑草群落、路傍・空地草本群落、低層湿原植生、植栽樹群、ケヤキークログネモチ林等										

環境保全措置	評価結果	事後調査
<p>工事の実施に伴う雨水の排水による重要な種の生育への影響は極めて小さいと予測されるため、環境保全措置は講じないものとする。</p>	<p>事業実施区域周辺の主要な種（ヨシ、アオウキクサ、ウキクサ）については、仮設の沈砂池を適切に配置する、造成工事を順次行い裸地面積をできるだけ小さくすること等、濁水の発生の低減、濁水の流出面積の減少に配慮することから、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り低減されるものと判断する。</p>	<p>なし</p>
<p>重要な種については、以下に示す環境保全措置を講じるものとする。</p> <p><コギシギシ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施区域外に残存するコギシギシから種子を採取して、生育地周辺の同様な水田環境に播種する。^注 ・事業実施区域内のコギシギシから種子を採取し、自然環境に配慮した公園の緑地内に湿潤な草地環境を確保し、播種する。 <p><クサレダマ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生育地の損傷を防ぐため、資材置場の位置、工事資機材の運搬経路に十分配慮し、生育地への立ち入りを行わないようにする。 ・事業実施区域から生育地への粉じん飛散の防止策を講じる。 <p><コイヌガラシ、カワヂシャ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施区域内のコイヌガラシとカワヂシャから種子を採取し、自然環境に配慮した公園の緑地内に湿潤な草地環境を確保し、播種する。 	<p>重要な種（コギシギシ、クサレダマ、コイヌガラシ、カワヂシャ）への影響は、コギシギシについては事業実施区域外における生育地の拡大及び事業実施区域内における生育地の創出、クサレダマについては生育地への影響の最小化、コイヌガラシとカワヂシャについては事業実施区域内において公園、緑地、その他の公共空地内における生育地の創出による環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内においてできる限り低減されるものと判断する。</p>	<p>コギシギシについては、以下の事後調査を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査項目 生育状況、生育環境の状況 ・調査方法 現地調査による個体の確認 ・調査時期 春季 ・調査期間 3年を目処とするが、安定した種の定着が確認されるまでの時期

注：学識経験者の指導及び助言により、事業実施区域内の生育地のコギシギシから種子を採取した。

第2部 事後調査に関する事項

第1章 事後調査の目的

環境影響評価を行った環境要素に及ぼす影響の程度を把握するとともに、予測、評価及び環境保全措置の妥当性を検証することを目的として、事後調査を実施する。

なお、事後調査の結果が環境影響評価の結果と著しく異なる場合は、必要に応じて追加的に調査を行い、その原因を調査する。原因を調査した結果、本事業の実施に起因することが判明した場合には、必要な環境保全措置について検討するとともに、必要に応じて追加的に調査を行う。

第2章 事後調査の項目及び手法

本事業の実施において、植物（コギシギシ）については、環境保全措置の実施により環境影響を低減できるものと考えられるが、その効果に科学的知見が不足しており、不確実性があることから、事後調査の対象とした。

なお、コギシギシはタデ科の草本で、高さは通常 30～50cm、花期は 4～5 月、全国的にやや希少な植物であり、「環境省レッドリスト 2020」（環境省、令和 2 年）では絶滅危惧Ⅱ類（VU）に評価されている。環境影響評価書を作成した当時の「愛知県の絶滅のおそれのある野生動物レッドデータブックあいち 2001 植物編」（愛知県、平成 13 年）では準絶滅危惧に評価されていたが、愛知県では近年増加傾向にあり、リスト対象外と判定されている。名古屋市では「名古屋市版レッドリスト 2020」（名古屋市、令和 2 年）で準絶滅危惧（NT）に評価されている。

事後調査の項目及び手法等は、表 2.2-1 に示すとおりである。

表 2.2-1 事後調査の項目及び手法等

調査対象項目	植物：コギシギシ
調査理由	コギシギシの生育については、科学的知見が不足しており、不確実性が大きいと考えられることから、播種後における生育状況を確認するため。
調査方法	調査項目：生育状況、生育環境の状況 調査方法：現地調査による個体の確認
調査時期・期間	調査時期：春季 調査期間： <u>平成 26 年 7 月～平成 30 年 6 月</u>
調査地域及び調査地点	調査地域：公園整備区域 調査地点：播種地点（ <u>図 2.2-1 に示す南陽中央公園</u> ）
環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針	予測し得ない環境上の著しい影響が生じた場合には、必要に応じて専門家の指導・助言を得て、適切な措置を講ずる。
調査の結果の公表方法	名古屋市環境影響評価条例に基づき実施する。
実施主体	<u>「名古屋市茶屋新田土地区画整理組合」が実施する。</u>

注：事後調査計画書（供用開始後）から変更した部分について下線を付した。



図 2.2-1 調査地点

「令和3年名古屋都市計画基本図 DVD-ROM」（名古屋市）より作成

また、事後調査にあたっては、専門家として学識経験者（大学教授 専門：植物分類学）の指導及び助言に基づき実施した。学識経験者の指導及び助言の概要は表 2.2-2 に示すとおりである。

表 2.2-2 学識経験者の指導及び助言の概要（平成 20 年 6 月 10 日）

項目	内容
種子採取	<p><時期></p> <ul style="list-style-type: none"> ・果実の色が黄色っぽくなって、中の種子が黒くなっていたら採取可能であろう。採取方法は穂の状態のまま刈ってもよい。 <p><場所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業区域外のコギシギシの生育地では個体数が少なく、種子採取により生育地が維持できなくなる可能性もあること、事業実施区域内では多くの個体が確認され、この地区の生育地は将来的に消失することから、事業実施区域内の生育地で採取したほうが望ましい。
種子播種	<p><場所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業区域外のコギシギシ生育地には、現状以上の個体数が生育できる収容能力がないので、そこには移植せずに、現状のまま保全するべきである。 ・コギシギシの播種場所としては水田の水際部が望ましい。土手上部は乾燥しており、水田の中は耕作の邪魔となってしまう。
種子保存	<p><方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・コギシギシの種子の保存は冷蔵保存とする。4～5℃で保存すれば、ある程度の長期保存が可能である。常温での保存では1年が限度であろう。 ・採取した種子は、約1ヶ月乾燥させてから、冷蔵するのがよいであろう。

第3部 事後調査の結果

第1章 事後調査結果

1 コギシギシの播種と生育状況の確認

(1) 調査事項

コギシギシの生育状況、生育環境の状況

(2) 調査方法

現地調査による個体の確認

(3) 調査地点

図 3.1-1 に示す南陽中央公園の池の周囲

(4) 調査時期

平成 26 年～平成 30 年

(5) 環境保全のために講じた措置

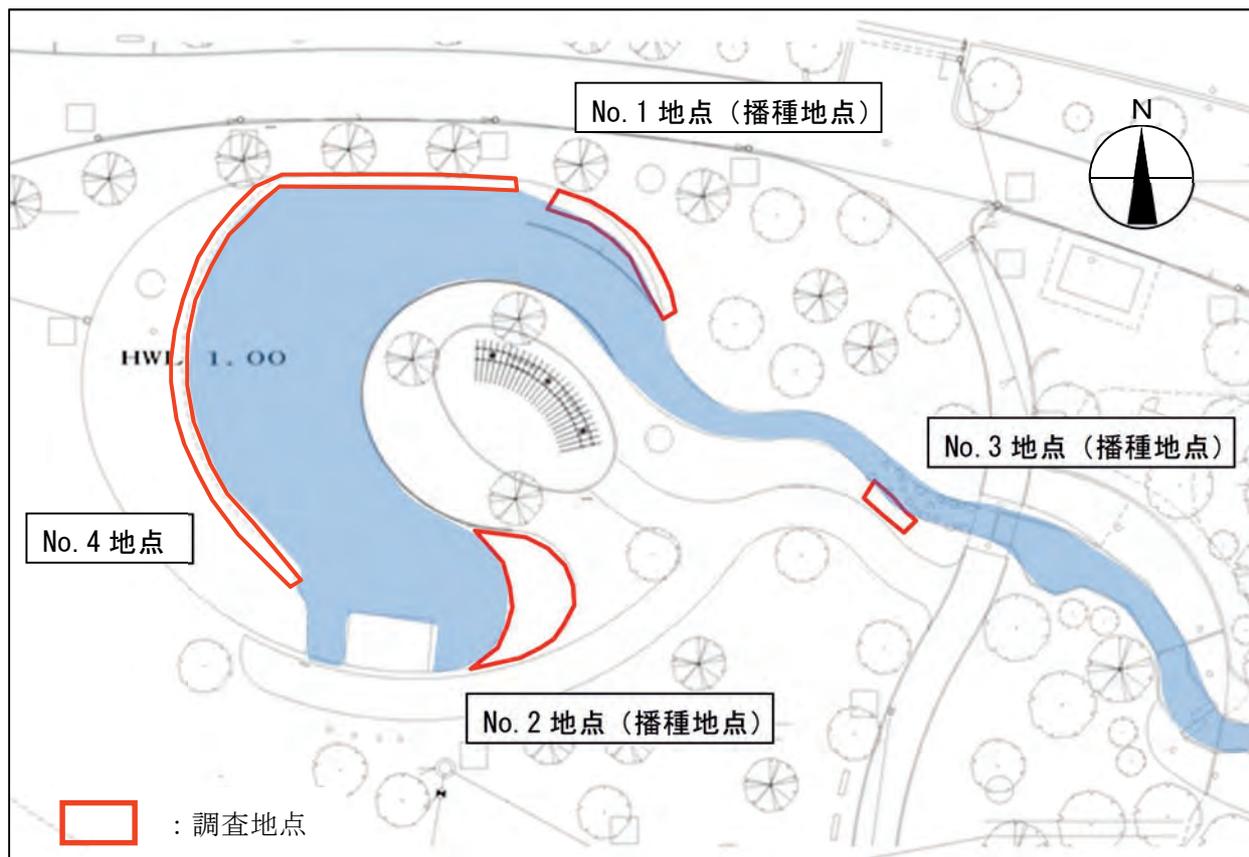
事業実施区域内のコギシギシから種子を採取し、自然環境に配慮した公園の緑地内に湿潤な草地環境を確保し、播種した。

(6) 調査結果

播種地点は表 3.1-1、図 3.1-1 に示す No. 1～No. 3 の 3 地点であるが、平成 26 年 11 月には播種地点から降雨により流された種子が着岸し、芽生えが確認された箇所 (No. 4) もみられた。No. 4 は主にシバの植栽となっており、水際から 10～20cm の間で約 55m の区間において生育が確認された。

表 3.1-1 播種地点及び調査地点

調査地点	播種日	播種距離 (水際に面する長さ)	備考
No. 1	平成 26 年 7 月 18 日	15m	カキツバタの株間に播種
No. 2		9m	セキショウの株間に播種
No. 3	平成 26 年 7 月 30 日	5m	セキショウの株間に播種
No. 4	—	—	果実が着岸し発芽



注：播種はNo. 1、No. 2、No. 3で行い、No. 4では播種していない。

図 3.1-1 南陽中央公園の池周辺における播種地点及び調査地点

春季における調査結果（3月～6月の調査において最も多く確認された数）は表 3.1-2 に示すとおりであり、No. 1～No. 4 では開花結実した個体が、平成 27 年には 60～2,760 個体、平成 28 年には 44～1,198 個体確認された。

平成 29 年には 2～72 個体、平成 30 年には 1～36 個体確認されたが、平成 28 年以前と比較すると少ない個体数であった。

表 3.1-2 開花・結実時の調査結果

単位：個体

調査地点 調査時期	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	合計
平成 27 年春季	2,146	2,760	60	1,872	6,838
平成 28 年春季	63	44	44	1,198	1,349
平成 29 年春季	11	5	2	72	90
平成 30 年春季	1	4	1	36	42

(7) 環境影響評価の結果との比較

事業の実施がコギシギシに及ぼす影響は、事業実施区域外における生育地の拡大及び事業実施区域内の公園における生育地の創出によって事業者の実行可能な範囲においてできる限り低減されるものと評価されたが、事後調査結果では、生育個体数が年々少なくなる傾向にあり、事業実施区域内の公園において生育地が創出されていないと考えられた。

第2章 原因追及と追加調査

1 生育状況の追加調査の検討

南陽中央公園では平成26年7月にコギシギシの種子を公園の池の水際に播種したが、生育確認数は年々少なくなる傾向であったため、学識経験者（大学教授 専門：植物分類学）の指導及び助言を踏まえ、南陽中央公園の植生等が安定したと考えられる供用開始の約10年後にあたる令和5年3月～5月の期間で追加調査を行い、コギシギシの生育状況を把握することとした。

追加調査を行うこととなった学識経験者の指導及び助言の概要は表3.2-1に示すとおりである。

表 3.2-1 (1) 学識経験者の指導及び助言の概要（平成30年1月29日）

項目	内容
調査結果について	3年間の開花・結実の結果をみると、定着しているとは言えない。
要因について	人為的な環境の公園では地形や植生が少なくとも10年位の年月を経て安定してから播種を試みる方が望ましい。
コギシギシの生育状況について	事業実施区域の南側の水田では畔への播種による生育範囲の拡大がみられ、また、自生地でも現在コギシギシが確認されていることから、地域個体群は維持されていると思われる。

表 3. 2-1 (2) 学識経験者の指導及び助言の概要 (平成 31 年 2 月 20 日)

項目	内容
種子の採取場所について	<p>事業地区南側の水田に播種した種子は事業実施区域内の西側で採取した種子であること、また種子の採取によりこの個体群が維持できなくなっても、もともとこの地区には生育していなかったことからこの個体群より種子を採取することは問題はないと思われる。現在、2 か所で生育しているが、今後、改変され、種子が採取できなくなる恐れがあることから、来年度、種子を採取し、保存することは望ましいと思われる。休眠期間は長い種で 10 年位あることもあり、毎年種子を採取する必要はない。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・南陽中央公園で平成 35 年に、平成 30 年と同程度の生育が確認されれば、播種の必要はない。 ・公園の生育地については特殊な管理を行うことより、通常の管理で生育することが望ましい。

2 追加調査の結果

(1) 調査事項

コギシギシの生育状況の確認

(2) 調査方法

現地踏査によりコギシギシの生育状況を確認した。

(3) 調査場所

南陽中央公園及び事業実施区域外の農地周辺とした。

(4) 調査時期

令和 5 年 3 月～5 月

(5) 調査結果

公園の供用開始から約 10 年後となる令和 5 年 3 月～5 月に追加調査を行った結果、南陽中央公園ではコギシギシの生育は確認されなかった。公園の池の岸では地中に地下茎を広げるセイタカアワダチソウ、チガヤ、ヨモギ等の多年生草本が多く見られた。水際部分はヨシ、チゴザサ等の地下茎を伸ばす多年生草本が占めていた。

一方、事業実施区域外の農地周辺ではコギシギシの生育地が 5 箇所確認された。(貴重種保護の観点から具体的な位置については表示しない。) 生育場所は、湿潤な土壌の耕作放棄地や、耕作地及びその脇に小さな株が約 20m×0.5m の範囲で密生してみられる箇所、水量の少ない砂泥地の水路内で大きな株が約 55m×5m の範囲で密生してみられる箇所であった。これらの生育地ではカタバミ、スカシタゴボウ、オキジムシロ等が見られ多年生草本が少なく、土壌の人為的耕起や土砂の堆積による攪乱された後の場所であった。

事業実施区域外のコギシギシの生育状況を写真 3. 2-1 に示す。



写真 3.2-1 事業実施区域外のコシギシの生育状況

第3章 まとめ

平成 21 年に実施した環境保全措置で、事業実施区域内に残存するコギシギシから採取した種子を事業実施区域南側の水田環境に播種したところ、播種 3 年後においても開花・結実の生育状況が確認できたことから、事業実施区域外において生育地が拡大したと判断したことを「名古屋都市計画事業茶屋新田土地区画整理事業に係る事後調査結果報告書（工事中）」（平成 25 年 2 月）にて報告している。

一方、南陽中央公園では平成 26 年 7 月にコギシギシの種子を池の水際に播種したが、確認数は年々少なくなった。

令和 5 年 3 月～5 月に実施した追加調査にて、事業実施区域外の農地周辺でコギシギシの生育地が 5 箇所確認された。一方、南陽中央公園では、令和 5 年にコギシギシの生育は確認されなかった。

コギシギシの生育が確認された事業実施区域外の農地周辺は、南陽中央公園の水際と比較すると、その植生は多年草の占める割合が少なく、土壌の人為的耕起や土砂の堆積による攪乱された後の場所であった。

このことから、コギシギシの生育条件として定期的な土壌の攪乱が必要となるものと考えられた。南陽中央公園では定期的な草刈りのみで、定期的な土壌の耕起などの管理は行っていない。水田の畦部のような植生や土壌が維持できない上、植生等が安定した状況の南陽中央公園ではコギシギシの生育に適した環境ではないことが明確になったことから、南陽中央公園での生育地の創出は困難であると考えられた。

事業実施区域外の生育が確認された場所は市街化調整区域であり、名古屋市都市計画マスタープラン 2030（令和 2 年）の将来都市構造として「自然共生ゾーン」として位置付けされており、現在の豊かな自然環境の維持保全を基本としながら、都市基盤の整備状況に応じた土地利用を展開することとされている。また、農業振興地域に指定されていることから、今後も農業地域として残存するものと考えられる。

事業実施区域内における生育地の創出は困難であったが、環境保全措置により事業実施区域外における生育地の拡大が確認できたことから、学識経験者の指導及び助言を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内において、事業の実施に伴う影響が低減されたものと判断する。

学識経験者（大学教授 専門：植物分類学）の指導及び助言の概要は表 3.3-1、事後調査及び追加調査の結果の概要は表 3.3-2 に示すとおりである。

表 3.3-1 学識経験者の指導及び助言の概要（令和 5 年 5 月 26 日）

項目	内容
コギシギシの保全について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 播種した水田の北側で生育が確認されたことから、水田における播種の効果はあったものと考えられる。コギシギシは適応する場所で分散しながら、生育していく種であると思われる。 ・ 現在の公園という環境ではコギシギシの生育は困難と思われる。周辺では現在でもコギシギシの生育が確認されており、地域個体群は維持されていると思われる。

表 3.3-2 事後調査及び追加調査の結果の概要

調査項目	環境保全のために講じた措置	調査結果	環境影響評価との比較
植物 コギシギシ	事業実施区域内に残存するコギシギシから種子を採取して、事業実施区域の南側の生育地周辺と同様な水田環境に播種した。	<p>播種した圃場については、全ての圃場でコギシギシの開花・結実の生育状況が確認された。</p> <p>令和 5 年に、事業実施区域外の農地周辺でコギシギシの生育地が 5 箇所確認された。</p>	事業実施区域内における生育地の創出は困難であったが、環境保全措置により事業実施区域外における生育地の拡大が確認できたことから、学識経験者の指導及び助言を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内において、事業の実施に伴う影響が低減されたものと判断する。
	事業実施区域内のコギシギシから種子を採取し、自然環境に配慮した公園の緑地内に湿潤な草地環境を確保し、播種した。	南陽中央公園では平成 26 年 7 月にコギシギシの種子を池の水際に播種したが、確認数は年々少なくなった。令和 5 年にはコギシギシの生育は確認されなかった。	